

様式第 1 号（特定建設工事共同企業体）

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

上里町長 関根孝道 様

特定建設工事共同企業体の名称 _____

代 表 所在地

商号又は名称

構成員 代表者氏名

印

所在地

構成員 商号又は名称

代表者氏名

印

所在地

構成員 商号又は名称

代表者氏名

印

このたび、下記工事の共同請負による競争入札に参加するため、特定建設工事共同企業体を結成したので、特定建設工事共同企業体協定書を添えて入札参加資格の審査を申請します。

記

工事

様式第2号（特定建設工事共同企業体）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当特定建設工事共同企業体は、上里町発注に係る _____ 工事を共同連帯して施工することを目的とする。

（名称）

第2条 当特定建設工事共同企業体は、 _____ 特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を _____ に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日に設立し、第1条に規定する工事の請負契約の履行後12ヵ月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

3 当企業体は、第1条に規定する工事を請け負うことができなかつたときは、前2項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称 _____

所在地

商号又は名称 _____

所在地

商号又は名称 _____

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 _____ を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものと

する。

(構成員の出資割合等)

第 8 条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該工事について、発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称	_____	_____	%
商号又は名称	_____	_____	%
商号又は名称	_____	_____	%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第 1 条に規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、第 1 条に規定する工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、_____とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、第 1 条に規定する工事の完成後当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果、利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が第 1 条に規定する工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該工事を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出

資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項まで準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ 外 _____ 社は、上記のとおり _____ 特定建設
工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 _____ 通を作成し、各
通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

また、この協定書を別途1通作成し、上里町に提出するものとする。

平成 年 月 日

代 表 所在地

商号又は名称

構成員 代表者氏名

印

所在地

構成員 商号又は名称

代表者氏名

印

所在地

構成員 商号又は名称

代表者氏名

印

様式第3号（特定建設工事共同企業体）

委 任 状

平成 年 月 日

上里町長 関根孝道様

所在地
委任者 商号又は名称
代表者氏名

印

私は、つぎの者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

所在地
受任者 役職名
氏 名

記

（委任事項）

工事に係る

- 1 入札及び見積もりに関すること。
- 2 契約の締結に関すること。
- 3 契約の履行に関すること。
- 4 代金の請求及び受領に関すること。
- 5 復代理人の選任に関すること。
- 6 前各号に付帯する一切のこと。

受任者使用印鑑